

1. 基本方針の策定における基本的な考え方

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。同法第13条、及び第22条で、学校においては「学校いじめ防止基本方針を定めること」「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置すること」の2点が義務付けられています。いじめにより児童が自ら命を絶つなどという事案は、絶対にあってはならないことであり、学校として「いじめをどう捉えるか」「その本質は何か」「学校は何を求められているか」「未然防止や早期発見、早期対応の手立てはどうあればよいかなど、全職員で共通理解を図っていく必要があります。

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、その生命または身体に重大な危険を及ぼす恐れがあるものであり、その対応については、現在、社会における最重要課題の一つとなっています。

学校においては、児童が安心・安全に生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止を図り、全ての児童生徒に関係する問題であるいじめが、学校内外を問わず行われなくなることを目指されなければなりません。本校においては、すべての子どもがいじめに巻き込まれる可能性があるものとして捉え、全校的な共通理解のもと、いじめの解消はもちろん、未然防止の取組を積極的に推進していくことが極めて重要であると考えます。

2. いじめとは

文部科学省によるいじめの定義は変遷を重ね、現在は

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

となっています。いじめの捉え方として大切なことは、いじめの可能性のある全ての事案を過小評価せずに、「いじめかもしれない」という姿勢で子どもの側に立って対応することです。そのため、以下のような点を心に留めておく必要があります。

- いじめかどうかを判断するのは、まず子どもである。
- 子どものどのような訴えにも、まずは耳を傾ける。
- いじめは、周りの大人が見ようとしなければ見えない。
- 教職員の「いじめの認知のずれ」が、重篤ないじめにつながる。
- 教職員の小さな声を大きく取り上げる。

「いじめることは、人間として絶対に許されない」との認識を、子どもの中に育むことが大切です。また、いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと、いじめの問題は教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であることを肝に銘ずる必要があります。いじめは、不登校や自殺にまで発展する可能性のある問題です。早期発見・早期対応が何より肝心です。私たち大人一人一人の目、たくさん子どもたちの目で見守り、「いじめの兆候を見逃さない」「気になることは必ず伝える」という普段からの姿勢が大切です。

また、職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめや揶揄を助長したりすることのないよう、細心の注意を払う必要があります。日ごろより、児童一人一人を大切にする職員の意気や日常的な態度が何よりも大切です。

3. 未然防止のための組織と役割・業務

①いじめ対策の組織

(1) 学校内の組織

「学校いじめ対策会議」(サポートの在り方や指導方針に係る検討会議)

・要配慮児童を中心に問題傾向を有する児童に関して、現状や指導の在り方等についての情報交換を行い、共通理解を図る。

・いじめの未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組を迅速に行うため、必要に応じて会議を開催する。

<校内構成員>

校内学びの支援委員会構成員、スクールカウンセラー

<校外構成員>

スクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員、指導主事、関係機関の助言者等

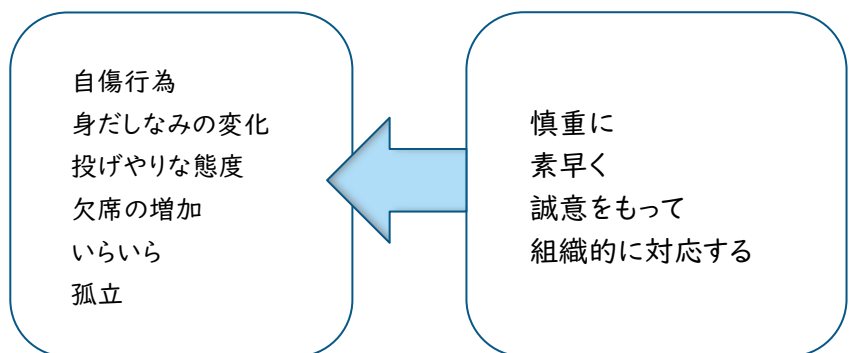
(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

1. いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決を図ろうとしない。
2. 「いじめ電話相談」等の相談窓口の利用も検討する。
3. 緊急な生徒指導上の問題、及び児童による問題行動等が発生した場合は、後述のマニュアルに即して適切に対応する。状況によっては、緊急の危機管理委員会や心の居場所部会を開催し、家庭や地域、関係機関と連携して迅速に支援体制をつくり対処する。

②組織的な対応

「いじめ問題の重要性」や「いじめは、いつでも、どこでも、どの子にも起こり得る問題である」ことを全職員が認識し、組織的に対応する体制を確立する必要があります。組織としての対応の基本は『ほうれんそうにんじん』(報告・連絡・相談・確認・迅速)です。いじめの様態、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議、危機管理委員会、学年研修、全体研修<子ども理解に関する研修会>等の場で取り上げ、教職員間の緊密な情報交換、共通理解を図っていきます。

最悪の事態を想定して



日常の気配りで「気付く」「つなぐ」「見守る」

本校におけるいじめ対策組織としての役割は、学校いじめ対策会議(企画委員会)が担います。(以降「本会議」と表記)いじめ問題の初動段階で大切なことは「一人で抱え込まず、事実を共有する」ことです。校長の監督の下、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた本会議を機能させ、学年、学校全体で対応する体制を確立します。前提として、いじめの兆候や情報があった場合、職員は必ず生徒指導担当(保健主事)、または教頭に報告します。その上で、必要なときは早速に本会議を開き、方針を決めて対応します。

・いじめの疑いを把握した場合は、本会議で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合であっても、出席可能な構成員のみで会議を開催します。なお、参加できなかった構成員には、別途、個別に意見を求めることとします。

- ・学校いじめ対策会議を月1回定例で開催し、いじめの認知や解消の件数及び個別の対応状況を確認します。いじめに係るアンケート結果や面談等の内容についても本会議で検討します。会議の内容については会議録を作成し、全職員で共有できるようにします。会議録の内容については、校長の決済を得ることを原則とします。また個別の対応状況については会議録とは別に記録します。
- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、本会議で判断することを徹底します。いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかどうかを継続的に確認します。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行います。いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、本会議において行います。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめ防止等のための基本的な方針(最終決定 平成29年3月14日)P30～31】

- ・複数の教職員が、それぞれに集めたいじめに関する情報は、本会議において集約と共有を図ります。またアンケート結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして経年的に把握できるようにします。
- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底します。なお、悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、3年間保管することとします。
- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告します。
- ・教育委員会と学校とが連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて対応に当たります。

③本会議の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・緊急会議の開催。いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制の構築。
- ・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・学校基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う役割

③ 本会議の業務

- ・学校いじめ基本方針に基づく年間計画の作成
- ・いじめの疑いに関する情報、子どもの問題行動の情報を、教職員で共有するための収集

- ・アセスに関すること
- ・子どもの命を見守る月間の計画・実施
- ・11月実施 市教委調査に関すること（配付・集約・分析・改善策検討）
- ・年3回学校独自調査に関すること
- ・PDCAサイクルに基づいた学校いじめ基本方針、取組の改善

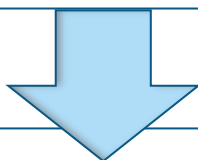
3. 子どもたちをいじめに向かわせないために

①教職員の構え

教育活動の基盤は、子ども理解です。子ども一人一人の様相を的確に捉え、変化に気付き、その変化の原因を探ることが大切です。また、教師は子どもにとってのよき評価者であるべきです。子どもの学習や生活の様子から個の伸びを見取る評価活動を行い、子どもにその肯定的な評価の中身を積極的に返すことが重要です。教職員は、子どもの中に自己有用感を育むための最大の支援者となる必要があるのです。

いじめに関するアンケート調査、子ども理解に関わる研修等を含め、いじめに関する取組については、学校いじめ対策会議が中心となって行います。人間形成の基盤を担う小学校教育という意味合いから、次のことを大切に、子どもたちに『共生する力』を育てます。

- ・相手の気持ちや立場を尊重し、支え合おうとする思いやりの心を育てる。
- ・互いの思いや考えを分かち合い、喜怒哀楽や感動を共有することによって、自分らしさ、自分のよさを感じ取らせる。
- ・どの子にも、努力すればできるようになるという自信を持たせ、自己肯定感を高める。
- ・自分とは違う見方や考え方があることを受け入れることによって、自分の物の見方や考え方を広げ思考力・判断力を高めていく。



- ・教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、自他の生命や人権を大切にしようとする意識を高める日常的な指導を積み重ねる。
- ・行事や集会、縦割り活動など、全校児童が集い、協力して活動する機会を生かし、心を耕すことを意識した積極的な働きかけを行う。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、「いじめを許さない」「絶対に見過ごさない」という学級風土を築いていく。
- ・学級活動や児童活動において、自主的・主体的な取組を計画し、実践していく。
- ・保護者や地域の協力を得て、6年間を見通した体系的・計画的な幅広い体験活動や交流活動を児童に積み重ね、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を推進する。
- ・学習規律の習得、学習の習慣付けを図るとともに、基礎・基本を十分に吟味した分かる授業、言語活動の工夫や充実により、すべての子どもたちが参加し、活躍できる授業づくりに努める。

②ストレスが高まらない集団・学習環境を整える

いじめは、友人関係や勉強に関するできごとが、ストレス要因となって、いじめに結び付きやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることが分かっています。また、人に負けたくないという過度の競争意識がストレスを一層強く感じさせることも分かっています。このようなストレス要因が、いじめに結び付くことを考えると、未然防止の最善の手立ては、ストレスを子どもに感じさせない「学校」をつくることです。具体的には、学校生活の大部分を占める「授業そのもの」がストレス要因にならないこと、「授業」を含めた集団生活に、自分の居場所や仲間同士の絆を存在させることです。

③授業づくり

授業がストレス要因とならないようにするためには、授業改善を進め、「わかる・できる・楽しい授業」づくりを推進していくことが重要です。学力に対する自信のなさや不安、それに伴うネガティブな態度、仲間からの「冷やかし」や「からかい」などは、大きなストレス要因となって、子どもの学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらします。また、そのことが、更に学力への自信のなさや不安を生むという悪循環につながるのです。仲間のよさを感じながら学び合い、仲間との絆を築くことが、いじめに向かうストレスを減少させます。

また、授業に向かう規律や、生活習慣をそれらのもつ意味理解を図りながら定着させることも、「わかる・できる・楽しい授業」のためには不可欠です。更に、豊かな人間性を育む上では、道徳の時間の内容の充実を図ることも重要です。

○平岸小学校「学ぶ力」育成プログラムを活用

実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能

未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力など

学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など

3つの力をバランスよく育みます。

○平岸小学校スタンダードの定着

子どもたちが、その意味を理解し、必要なものとして能動的に獲得できるようにします。

④集団づくり

日常の生活での友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することも重要になります。他者との関わりは、単に子どもが何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよいということではありません。個々の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むという目的を達成するために行うものであることを意識し、場や機会を提供することが大切です。

他の子どもや大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆を深め、他者の役に立っている、他者から認められているといった自己有用感や他者受容感を獲得していくことができるよう、場や機会を設定します。

- 平岸小MLAの実施 ○教育ボランティアの積極的な活用 ○りんごタイム 縦割り活動の充実
- 地域の自然環境、社会環境を活用した体験活動の充実

自己有用感とは

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のことを自己有用感と呼びます。

他者から認めてもらっていると感じられた子どもは、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ります。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるという必要がないからです。さらには、相手のことも認めることができるようになっていきます。すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながります。

児童の取組例

- (1) 帰りの会等で一日の生活を振り返る。
 - 反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団向上のための手立てとする。
 - 学校生活の中の良い点や問題点を見付ける目を養う。
- (2) 月1回、学級での話し合い活動を行う。
 - 子どもたちで問題点を出して、解決のための手立てを考えていく。
- (3) プロジェクト活動のあいさつ運動や異学年交流等の取組を、学級での指導と関連付ける。

4. いじめの早期発見に向けた取組

子どもの様子に気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を確認し、学年主任、生徒指導担当、管理職に報告する。得られた情報に基づき、必要に応じて関係者を招集、対応体制を構築します。

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人、何も気付かなかったというよりも、情報を放置したり、問題はないと安易に判断したりした結果、深刻化しています。

例えば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く、養護教諭から保健室での様子を聞く、保護者と連絡を取り、家庭で気になった様子はないか把握する、地域の方から通学時や地域での活動の様子を知らせてもらうなど、今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的、積極的に行うことが大切です。

なお、「暴力的な行為」や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めさせることを最優先します。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求めます。また、子どもが遊びやふざけてしたことと弁解しても、暴力的行為は即刻やめさせることが必要です。更に、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを「組織」の担当者に速やかに報告し、必要な指示を仰ぎます。把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応していきます。また、軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと、個別指導、及び学級等で全体指導を行います。

○個人懇談等の機会を通じて情報収集。

○年1回の市教委アンケート調査、その他に本校独自調査を実施することにより、実態把握と未然防止、迅速な対応を行います。アセスについては、学校いじめ対策会議が中心となって行い、その他MLAの取組と関連付けます。

○日常の子どもの見取り

- ・児童の様子を注意深く観察
- ・欠席児童の把握〈理由、様子、回数〉
- ・些細なことでも情報交換
- ・情報集約は保健主事が窓口となり、教頭・校長に速やかに報告
- ・気になる事案、欠席が多い児童には、学年・担任外教諭が連携して対応
- ・必要な情報は、全職員で共有して対応

5. いじめへの対応

①状況把握

いじめの問題を解決するためには、正確な事実確認が重要です。子どもからの訴えや情報があつた場合は、話を最後まで丁寧かつ慎重に聞き、必ず時系列で事実確認を行います。事案を過少評価せずに、子どもの側に立って対応することを大切にします。また、周囲の子ども、保護者、他の教職員などからも情報を収集し、聞き取った内容の整合性を図ることが必要です。事実確認に当たっては、状況に応じ組織的に進めるとともに、事実をもとに学校いじめ対策会議を開き、SCやSSW、関係機関と連携をとりながら、事実関係の把握、いじめか否かの判断、今後の対応方針等について共有します。いじめと判断した場合、事実確認の結果は、校長が市教委に報告します。

②判断と対応

原則、いじめについての判断と対応は、学年、学校いじめ対策会議が中心となって行います。担任一人が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要です。いじめと判断した場合は、随時会議を開き、対応方針や教職員の役割分担などについて、児童の状況を的確に捉え、共通確認しながら進めていく。

ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教委、所轄警察署等と相談して対処します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教委からの指示に従って必要な対応を行うことになります。

相談と通報

- ・相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に『相談』することが重要です。
- ・円滑な連携を図るためには、警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。
- ※いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、『相談』を飛越えて直ちに警察に通報する必要があります。

(国立教育政策研究所『生徒指導リーフ12 学校と警察等との連携』より)

③該当児童、及び保護者に対して

対応の際は、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意します。大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされることであり、あくまでも組織として対応することです。

～いじめられている子どもへの対応～

子どもの立場に立って、共感的な理解に努めるようにします。特にいじめられている子どもを最後まで守り通すという姿勢をもって対応するなど、子どもとの信頼関係を改めて築くこと、また、子どもが安心して学校に通える体制づくりを行うことが大切です。

～いじめている子どもへの対応～

相手の苦しみを理解させるとともに、自分の行為や責任を自覚させる指導を行います。思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返さないように支援します。また、学校は必要があると認める場合には、いじめを行った子どもについて、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心・安全な環境で教育を受けられるよう必要な措置を講じます。

～保護者に対して～

双方の保護者と直接会い、事実とともに学校の指導方針、再発防止に向けた対応について伝えます。いじめが表面上治まっても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え、協力を得ます。

④いじめが起きた集団への関わり

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考えます。年間計画に位置付けられた取組の他、臨時の学級活動や集会等により、いじめられている子どもの苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てます。

⑤ネットいじめへの対応

子どもからの情報を敏感に察知するなど、絶えず教職員がアンテナを高くして、情報収集に努める必要があります。インターネットによる誹謗・中傷等、悪質な書き込みの事実が明らかになった場合には、直ちに保護者に連絡し、削除を求めるなどの適切な処置をとります。学校単独で対応することが困難と判断される場合には、市教委等と相談しながら対応を考えます。また、必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求めます。学校においては、発達段階に応じた情報モラル教育を進めます。

⑥家庭・地域に求めたいこと

いじめ問題の解決には、子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちが抱えているストレスを取り除いていく必要があります。学校説明会や学級懇談会、お便りや学校HPを通して学校の取組を伝えるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期解決には家庭や地域の協力が不可欠であることを伝え、理解と協力を求めています。

- ・家庭や地域での子どもの様子が気にかかることがあれば、すぐに報告を願う。
- ・いじめに発展しそうな事案があった場合には、必ず双方の家庭に連絡した上で、家庭でも子どもから話を聞いてもらい、家庭と学校とが連携して対応する。

⑦計画的・実践的な研修の実施

子ども理解に関する研修会の他、生徒指導、道徳教育、コーチングやソーシャルスキルの指導法等、年間を通して計画的な研修に取り組み、教職員がゲートキーパーとしての素質を身に付けていくようにする。

⑧学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を保護者や地域に公表し、教育委員会に報告する。

⑨関係法令

(1) 教育基本法

①教育の機会均等

(第4条)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

(第6条2)

前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

(第10条)

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

(第11条)

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(第35条)

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 3 施設又は設備を損壊する行為
- 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

【 参考 関係機関（いじめ相談窓口） 】

- ・いじめ電話相談（市教委） 0120-127-830（フリーダイヤル）
- ・全国統一の教育相談ダイヤル 0570-078-310（ナビダイヤル）
- ・少年相談110番（道警本部） 0120-677-110（フリーダイヤル）
- ・札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 211-3783（内 251・252・253）
- ・札幌市子どもアシストセンター相談メール assist@city.sapporo.jp
- ・札幌市教育センター相談室 622-3210
- ・札幌市児童相談所 622-8630
- ・興正こども家庭支援センター（相談電話） 765-1000（24時間）
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター（You 勇コール） 854-2415（24時間）
- ・子どもの人権ホットライン 728-0780 フリーダイヤル 0120-007-110

いじめ対応(緊急対応)マニュアル

児童・保護者・地域からの気になる情報

- ・児童からいじめのうわさを聞いた。
- ・保護者や地域の方からいじめらしき連絡を受けた。
- ・被害者本人や保護者からいじめの訴えを受けた。
- ・いじめのサインと思われる言動を発している児童に気付いた。
- ・いじめらしき現場を目撃した。
- ・関係機関からいじめに関する連絡を受けた。

情報を得た教職員

- ・生徒指導担当または教頭に相談する。
- ・「様子を見よう」「大丈夫だろう」「単なる喧嘩」と個人的な解釈をしない。
- ・情報伝達の微妙なずれを防ぐため報告書で報告する。
- ・報告書には、「①日時 ②場所 ③被・加害者 ④内容・状況」を記載する。

担任外

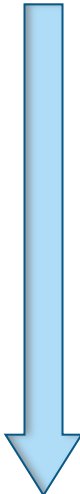
- ・教頭、校長に報告し、指示を仰ぐ(時系列で一連の記録を取る)。
- ①入手した情報についての事実確認の必要性があるか。
- ②緊急対応の必要性があるか。
- ③いじめ問題解決のための指導方針会議を招集する必要があるか。
- ④調査の必要性があるか。
- ⑤調査の内容と方法はどうか。

指導方針会議(学校いじめ対策会議)

- ・校長・教頭の指導の下に指導方針会議(学校いじめ対策会議)を開く。
- ・報告書に基づいて状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図る。
- ①被害者、加害者の面接調査を実施するか。
- ②関係児童の行動観察をどのように実施するか。
- ③役割分担はどうか。
- ・保護者と連絡を取る(事実を確認するとともに学校側の誠意を示す)。

調査

- ・調査は期間を決めて行い、結果は文書で報告する。
- ①事実関係、背景や理由の確認は「被害者をいじめから守ること」を基本姿勢に、細心の注意を払いながら行う。
- ②最初から、被害者・加害者を一堂に集めて調査や話し合いをしない。
- ③被害者の気持ちをよく聞くように配慮する。
- ④加害者の不満や言い分をよく聞くようにする。
- ⑤事実確認の段階で良し悪しの判断は安易にしない。
- ⑥多面的に事実確認し、内要に矛盾がないか慎重に検討する。
- ⑦情報源に迷惑がかからないように配慮する。
- ⑧必要に応じて保護者面談を行い、家庭での様子を聞く。



・調査の観点は下記の9点とする。

- ①いじめの態様
- ②被害の状況（日時・場所・人数等）
- ③いじめ集団の構造
- ④いじめの動機・背景
- ⑤被害者の日常生活の様子、特徴
- ⑥加害者の日常生活の様子、特徴
- ⑦保護者のいじめの捉え方
- ⑧教職員のいじめの捉え方
- ⑨他の問題行動との関連

支援体制の構築

・被害者支援担当

- ①被害者の辛さや悔しさを十分に受け止め、心理的安定を図る。
- ②被害者の考えを基に、具体的な援助方法を提示し、安心させる。
- ③被害者本人の良い点を認め、励まし、自信と自己肯定感をもたせる。
- ④被害者と教職員、被害者と友人との人間関係の確立、拡大、修復を図り、被害者が孤立感を抱かないようにする。
- ⑤加害者、及び周囲の児童への影響を配慮して被害者の指導・援助に当たる。
- ⑥自己理解を深め、改善点を克服させる。その際、「いじめられたのは自分にも原因があった」という意識を被害者にもたせないようにする。

・加害者指導担当

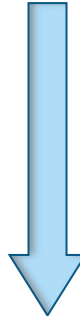
- ①不平や不満、言い分、訴え等をよく聞く。
- ②いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない、人権侵害に当たる行為であることを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる。
- ③加害者の抱えている課題を解決するための援助も行う。
- ④被害者と同様、加害者が孤立感を抱かないように配慮する。
- ⑤役割を与え、それらの体験を通して所属感や連帯感を高める。

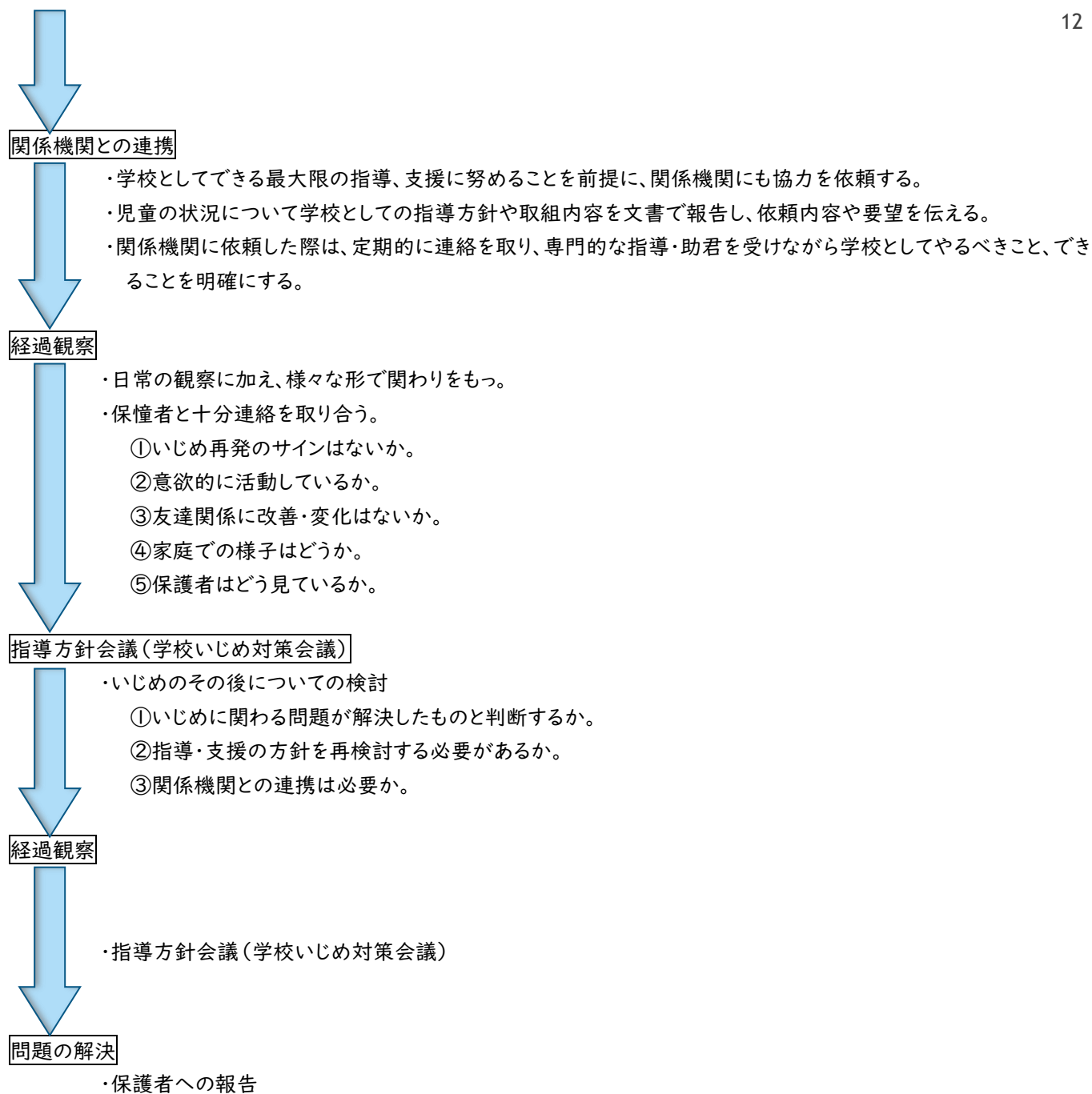
・傍観者指導担当

- ①いじめを自分の問題として捉えさせ「いじめは絶対に許されない」「人権侵害に当たる行為である」ことを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる。
- ②互いに支え合う心豊かな人間性を育む。
- ③規範意識を高め、正義の気風を確立させる。
- ④思いやりの心や社会連帯の意識を育てる。

家庭との連携

・被害者・加害者の保護者への対応

- ①確かな事実関係を伝える。
 - ②受容的・共感的な態度で接し、訴えに傾聴する。
 - ③学校の指導、支援の方針を伝えるとともに、具体的な対応策を提示し、協力を依頼する。その際、保護者も共同の支援者となるように学校と共通の視点で指導に当たることや、保護者の思いを十分に尊重しながら協力体制を確立すること、学校と家庭がそれぞれできること、できないことを明確にしながら方向性を探るよう配慮する。
- 



いじめのサインを発見するために

【登校前（家庭）】

チェックポイント	配慮事項
☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 ☐ 朝になると体の具合が悪いと訴え、学校を休みたがる。 ☐ 遅刻や早退が増えた。 ☐ 食欲がなくなり、だまって食べるようになる。	

【朝の会】

チェックポイント	配慮事項
☐ 担任が来るまで廊下や学習室で待っている。 ☐ みんなより早く登校する。 ☐ 時間ぎりぎりに登校する。 ☐ 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる。 ☐ 担任との挨拶や出席確認の時の返事が小さい。 ☐ 沈んだ表情や緊張した様子が見られる。	※必ず保護者に確認する。

【授業時間】

チェックポイント	配慮事項
☐ 一人遅れて教室に入ってくる。 ☐ 授業の始めに用具が散乱している。 ☐ 忘れ物が多くなる。 ☐ 班決めなどの時に話に入れない。 ☐ 係などを決めるとき、特定児童の名前があがったり、ふざけ半分で推薦されたりする。 ☐ その児童を褒めると嘲笑や揶揄が起こる。 ☐ 正しい意見なのに、野次や奇声、笑い声などが出て支持されない。 ☐ 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる。 ☐ 教室の掲示板や作品、机に落書きやいたずらされる。 ☐ その児童に配付物を配る際、嫌がる様子が見られる。 ☐ 理科の実験などで後片付けをやらされている。 ☐ 道具や器具に触らせてもらえない。 ☐ 音楽で歌えなかったり、演奏できなかったりする。 ☐ 周りを気にしている。 ☐ 内緒話をされている。 ☐ 不自然に机や椅子が離されている。 ☐ 不調を訴え、保健室に行くことが増える。 ☐ 放線後が近づくとそわそわしたり、元気がなくなったりする。	※誰が片付けるか観察 ※仲間の態度や視線などの非言語的表現にも注意 ※要指導 気付いた時には、必ず何らかの配慮、指導を行う。 ※養護教諭と連携

【休み時間】

チェックポイント	配慮事項
☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 笑顔が見られず、おどおどしている。 ☐ 用もないのに職員室に来る。 ☐ 教室移動時によく荷物を持たされている。 ☐ プロレスごっこなどで鏡をかけられる。 ☐ 保健室に来る回数が増える。 ☐ 授業が始まって教室に戻りたがらない。	※意図的に声掛け ※メンバーの把握 ※養護教諭と連携

【清掃・給食時間】

チェックポイント	配慮事項
☐ 給食を食べない。食欲がない。 ☐ 配膳を嫌がられる。 ☐ 好きなもののおかわりに参加しない。 ☐ 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い。 ☐ みんなの嫌がる仕事をしていることが多い。 ☐ 机や椅子が運ばれていない。	※教師も一緒に配膳を手伝う。 ※周りの様子を観察

【委員会・係活動】

チェックポイント	配慮事項
☐ 残りの仕事を押し付けられる。 ☐ 嫌がられる仕事、大変な仕事を一人でやっている。 ☐ 一人離れて仕事をしている。	※必ず指導者が確認する。

【帰りの会】

チェックポイント	配慮事項
☐ 持ち物の紛失が多くなる。 ☐ 泣いていたり、机に伏せていたりする。 ☐ 自分の持ち物ではないものが、机やかばんに入っている。 ☐ 教室以外の場所にいる。	※決してそのままにせず、よく話を聞いて対応する。

【下校時から放課後】

チェックポイント	配慮事項
☐ 机や椅子が乱れていたり、整理整頓ができていなかったりする。 ☐ いつも教師に相談したそうに寄ってくる。 ☐ かばんや持ち物が隠される。 ☐ 下校が早かったり、いつまでも残っていたりする。	

【下校後(家庭)】

チェックポイント	配慮事項
☐ 携帯電話やメールの着信音におびえる。 ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。 ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。 ☐ 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されたりする。 ☐ 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。	

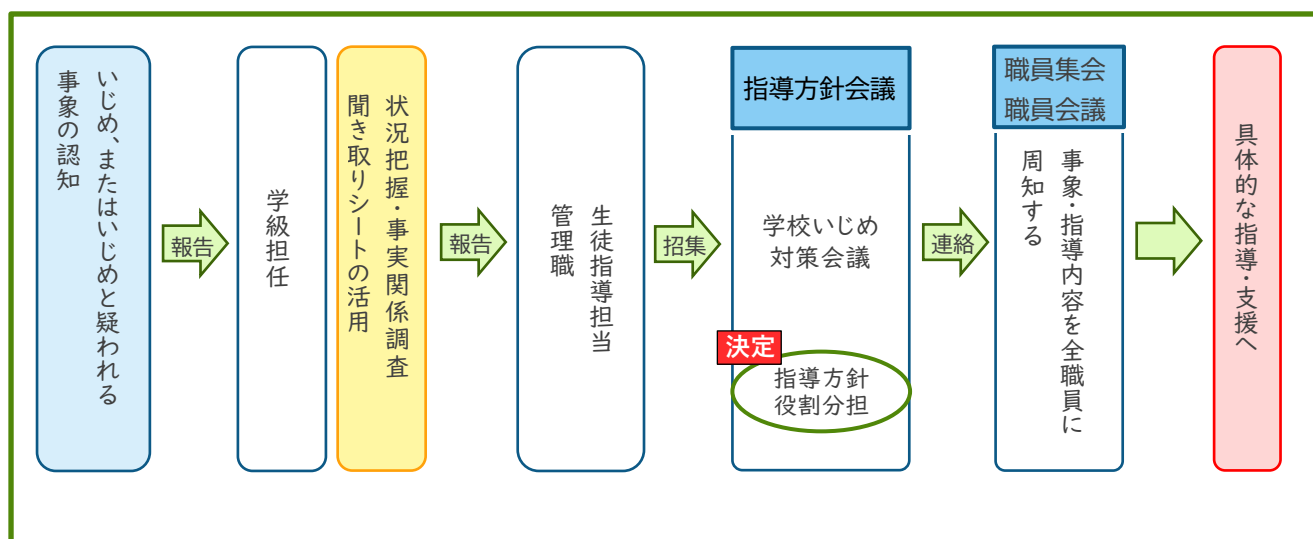
【夜・就寝時(家庭)】

チェックポイント	配慮事項
☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 ☐ 些細なことではいらいらしたり、物に当たったりする。 ☐ 学校や友達の話題が減った。 ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。 ☐ 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。 ☐ 寝つきが悪かったり、夜、眠れなかったりする日が続く。 ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり壊れたりしている。 ☐ 教科書やノートに嫌がらせの落書きや破れがある。 ☐ 服が汚れていたり、破れていたりする。	

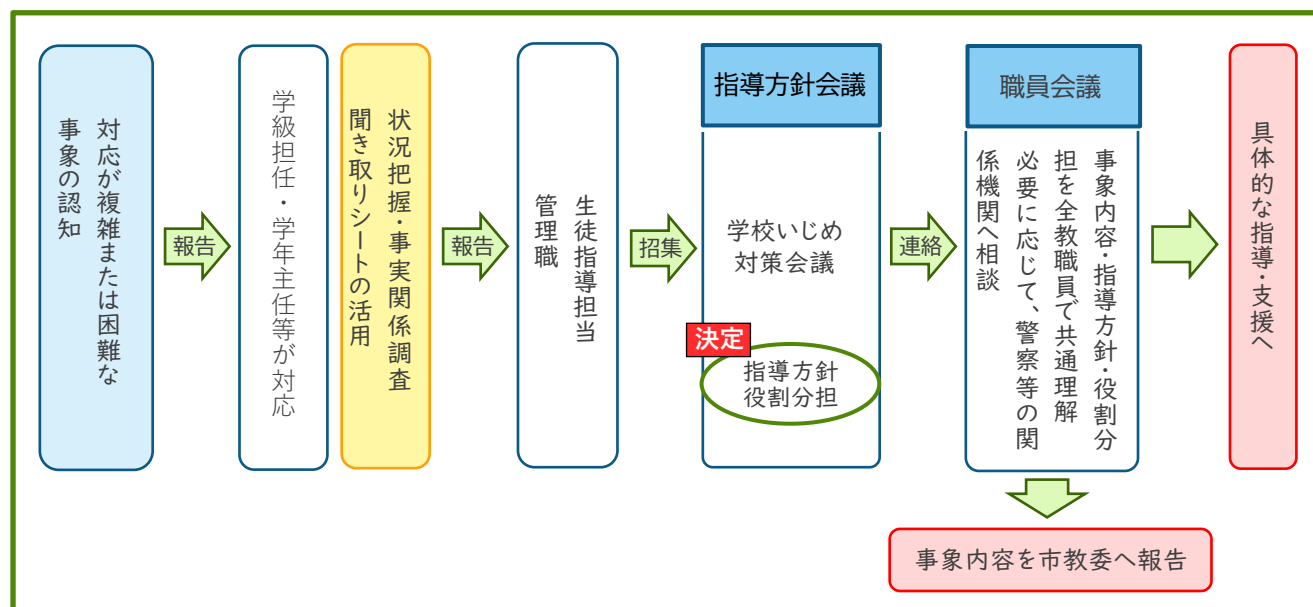
いじめ対応の手順

いじめの深刻度レベル	
レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。 蹴る、叩く、足をかける、物隠し等、精神的苦痛を伴う実害がある。
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、濡れ衣を着せられる、服を脱がせる等、重度の実害発生 いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベルⅤ	万引き強要、けがを伴う暴力、恐喝、窃盗 PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

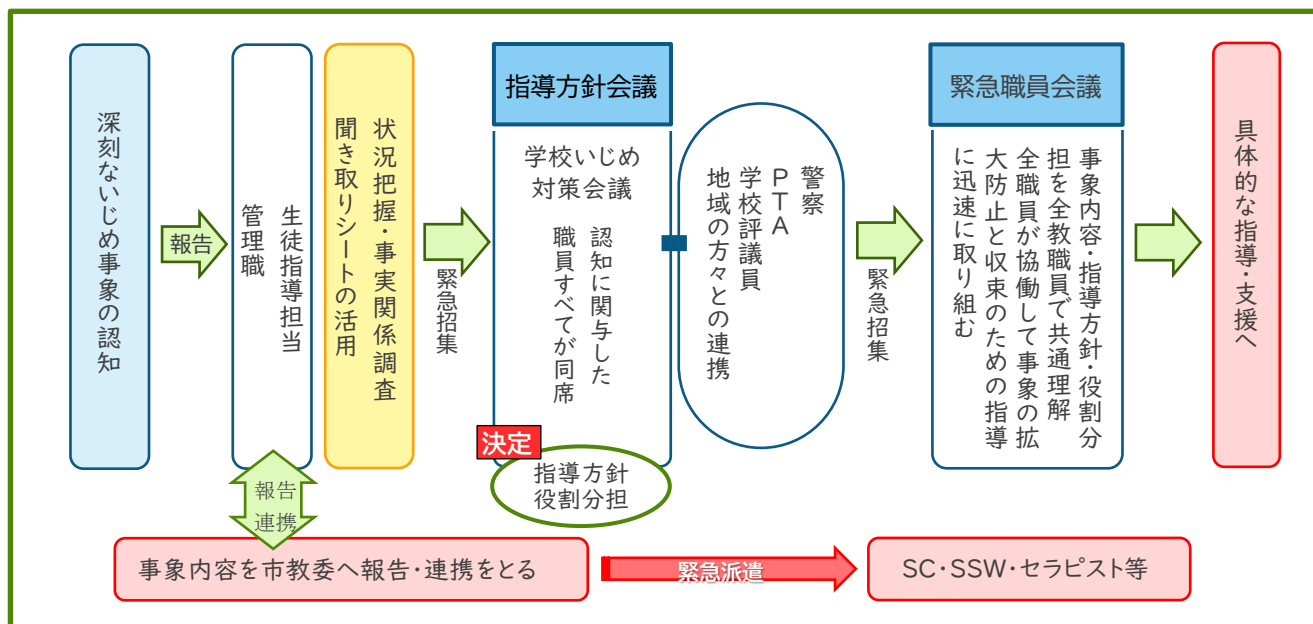
① 学校内での解決を目指す比較的軽度な事象(レベルⅠ)



② 学校内での解決を目指す、対応が複雑または困難な事象(レベルⅡ～Ⅲ)



③ 学校内だけでは解決が困難な事象(レベルⅢ以上)



具体的な指導・支援

*いじめ行為の背景にある問題を広い視野から捉え、解決方法の可能性を考え、迅速に対応する。

	被害者への支援	加害者への指導	友人・知人(観衆・傍観者)への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること	・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと	・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気をもつこと ・プライバシーの保護
確認すること	・身体の被害状況(負傷している場合、病院での診療状況) ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性	・カウンセリングの必要性	・カウンセリングの必要性
留意すること	・再発や潜在化 ・アセスの活用 ・PTSD、自殺危険度のアセスメント	・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること	・観衆、傍観者も被害者になること